

# 令和2年



# 年末の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》 令和2年12月15日（火）から12月31日（木）までの17日間

《目的》 市民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 歩行者の安全確保と自転車の安全利用
  - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
  - 3 飲酒運転等の危険運転の防止
  - 4 交差点の交通事故防止



## 《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報・街頭指導の日	12月15日（火）	本運動の開始を広報し、期間中に行われる各種活動への取組意識を高めるとともに、「ピカッと作戦！強化の日」と連携した交通指導等を行い、市民の交通安全意識の高揚を図る。
飲酒運転等危険運転防止の日	12月18日（金）	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。
安全運転対策強化の日	12月22日（火）	全てのドライバーに対し、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発を図るとともに、年末年始の交通事故防止に向け、交通ルールの遵守についての広報啓発を推進する。

沼津市交通安全対策協議会

# 運動の重点

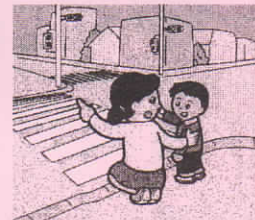
## 歩行者の安全確保と自転車の安全利用

### 1 歩行者の安全の確保

- (1) 通学路や、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (2) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な行動の実践を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (3) 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発活動の推進

### 2 自転車の安全利用の確保

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール of 徹底
- (2) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
- (3) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進



## 高齢運転者等の安全運転の励行

### 1 高齢運転者対策

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- (2) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置が搭載された、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
- (3) 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知
- (4) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発の推進

### 2 全ての運転者に対する交通ルールの遵守徹底

- (1) 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (2) 横断歩道手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- (3) スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底



## 飲酒運転等の危険運転の防止

### 1 飲酒運転等の危険運転の防止

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施

### 2 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と道路交通法の一部改正に伴う罰則の創設等についての広報啓発の推進
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性和ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



## 交差点の交通事故防止

- 1 各種広報媒体を利用した啓発活動
- 2 のぼり旗を利用した啓発キャンペーンの実施
- 3 街頭指導・広報による安全確保

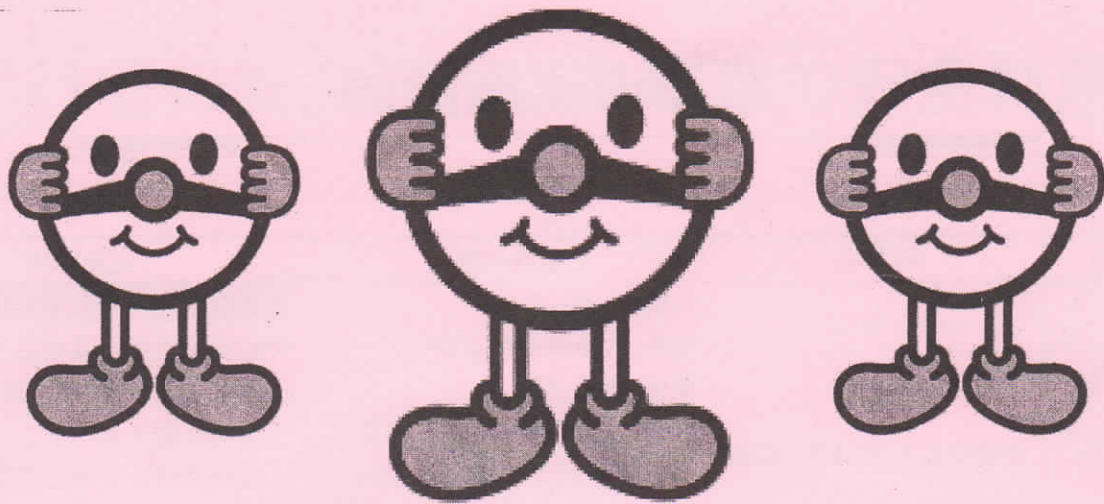
# 沼津市実施計画

実施日	行事名	実施内容	実施団体
12月15日 (火)	運動初日街頭指導・広報	時間:7:20~8:00 場所:大手町交差点周辺 集合:中央公園 内容:本運動の開始を広報すると共に、街頭における交通指導を行い、市民の交通安全に対する意識を高める。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津地区安全運転管理協会 沼津地区警友会 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
12月18日 (金)	飲酒運転防止 キャンペーン	時間:17:30~18:30 場所:仲見世商店街南口周辺 内容:歩行者に対し飲酒運転防止の呼びかけキャンペーンを実施する。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
12月22日 (火)	夕暮時街頭指導・広報	時間:16:00~17:00 場所:丸子町交差点周辺 内容:歩行者に対し反射材用品の着用を促し広報をすると共に、ドライバーに対し早めのライトオンの実施を促す。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
運動期間中	沼津市自治会交通安全 会連合会の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を生かした交通安全運動の実施</li> <li>・通学路・危険箇所での交通安全街頭指導</li> <li>・各自治会での有線放送等での交通安全広報</li> <li>・地域の交通安全施設の点検</li> </ul>	

## その他の取り組み



12月1日 (火)	交通指導員 冬の一斉街頭指導	県下の交通指導員が一斉に街頭指導活動を行い、県民一人ひとりの交通安全意識を高揚させると共に、正しい交通ルールとマナーの実践指導にあたる。
--------------	-------------------	--



# ハンドフル キーパー

飲酒運転をさせない！地域から家庭から

- ・ お酒を飲んだら絶対に運転しない
- ・ お酒を飲んだ人には運転させない
- ・ 運転する人にはお酒を出さない、勧めない
- ・ お酒を飲んだ人には車を貸さない



沼津市自治会交通安全会連合会  
事務局：生活安心課 交通・防犯対策係  
TEL: 055-934-4742